京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月金卅五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號二十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 十二月八日
發行編輯人 山下英爾　印刷人
京城西署西小門通
發行所 京城新報社
電話六六三

宋秉畯と李完用（上）

對星樓山人

野田卯太郎より一進會首領、次で一躍して國務大臣となりたる宋秉畯氏、近頃宋本氏の評判は中々宜しくなり、伊藤公の信任も次第に加はり、今や東京政府の待遇も頗ぶる好くなつて居る。[illegible]

韓國及滿州旅行談

陸軍步兵大佐小澤德平氏談

[illegible]此地を發して東北行しましたが人煙は益々稀粗となり且つ濕地多く一路全く馬蹄を沒しつゝ行きますので頗る困難をしました午後八時半に金砂河と云ふ處で人家二軒ある内の一軒を呼起して投宿しましたが中々の寒さでした十一月一日は愈發足すると間もなく雪が降りだしまして道に迷ふやら寒氣に困むやらしましてこゝで始て松花江の見ゆる處に參りました江は巾約三百米突深さ約四米突流れは緩にして船の航行には便利です渡江して右岸を南行一里にして樺樹林へ著しました此地方は有名なる韓國境の半獨立國で韓邊外の事務室が建つてあります現當主韓登舉は吾々を邸の入口に迎へて呉れましたこゝに三日間滯留し天長節の觀宴を開き四日には此地を發して再び松花江を渡り吉林への本道を北行することゝなりました、この時故ありて吉林省城に入ることを止めました、そこで四日に諸隊皆四家房と云ふ三十戸斗りの村に集合致した上、松花江の渡場を偵察にかゝりますと滔々たる流れは西方に面の當り控ねて居り[illegible]右往左往するのみでなかなか適當の渡江點が見附からないやつと先發隊の踏査の結果によりまして吉林の南方六里斗りの處の風門口より渡らんとしましたが江は渡りても先に路かないと云ふので、是も失敗に終りました箇樣な譯で二日間と云ふものは即ち五、六日の間は徒らに過ごしました翌七日左岸を江に沿ふて上ること一里半にて小蘇林に出て漸く渡ることを得ました次第であります。

こゝで一寸と渡江の光景を申上げますと恰度午後十一時四十五分でした風は靜かで氣候は稍や溫暖の方で雪も融かゝり江上も解氷する頃で其上山勢がこゝで蹙まつて居るが爲水流は愈々溢つて奔湍となり、すさまじく氷塊を送つては奇石亂礁とも云ふべき岩角に衝き當るのです、その有樣は壯快にも感じましたが其れ丈渡江の困難は一層甚しくありました。富士川にありますやうな底の平たい船を二艘つないで、やつとのことで積荷を了り船を出さうとしますと舟底は岩礁に膠着して動きませぬ辛うして中流に泛ふ頃には舟の動搖の爲扉馬は驚いて河中に飛込む、それを泳がせて渡ると云ふ有樣で斯くて人馬、車輛荷物共三回に分ち前後を通して略三時間餘もかゝりまして渡江を終りました當時の光景はこゝに現狀を撮影せるものがありますから御覽になれば其實況が察知せられますことゝ存します要するに半解氷の江を渡るは頗る困難だと云ふ經驗を致しました。

夫れから右岸地方より北行し吉林省城の對岸に至りました其時松花江は殆と又凍つて居りまして騎兵は其氷の上を運動し或は其氷を越ねて渡つたものもありました東方に進路を轉し拉發站（一名新站）と云ふ驛に出ました時は夕方で闇夜に突然其處に出た爲、此地の吉興右營步隊後哨の支那兵が驚きまして日本兵と云ふが馬賊ではあるまいかと云て狼狽非常にありました此地は十戸斗りの貧村で店舖と云ふものは一軒もないこと故一番大きい家へ（後に旗人の住宅たることを知りました）這入り込んで是非泊ると云ひましたから已むを得ず承諾して呉れた此混雜中に哨長の王景全と云ふが二度來ましたが一向此方の準備が出來ませぬので先方が平服でした爲劍付けて應對をしなかつた、すると三度目には官服を着て提灯を付けて來ましたが其時は掃除も出來ましたから內へ通して[illegible]日本酒を饗し藥を贈つてやりましたら彼は護照を見て安心して去りました此地の南方約八里泥秋溝子と云ふ處より品質宜しからざるも多量の石炭が產出します。

覆面を脱げる日本

本篇は英人マッケンチー氏所述にして「貿易」より轉載したるもの也

日本の移民問題

△日清韓移民の比較 此問題に關して合衆國勞働問題委員ライト氏の一九〇三年に試みたる報告を引照すべし、氏の才幹及び公平なる見地は世の等しく認むる所なり氏は砂糖栽培者としては萬口一致と云ふを得ざるも概して支那人を優れりとなすが如し蓋し支那人は日本人に比して體力劣れりと雖も更に對着にして且つ信用ありと說けり其の言に曰く日本人は其身邊を清潔にし且つ歐風を準用し洋服を著け其外容を歐風ならしむと雖も常に目新らしき土地に移を欲し又新職業を求むるに急なり要するに東洋人種の性格を基礎として日本人は急進的に支那人は保守的なり白人の傭主は多く日本人を以て狡猾なる輕薄なる不信用なる勞働者と見做せり其の惡習は寧ろ支那人よりも甚しくして阿片こそ口にせざれ醉酊は其最も好む所なり日本人は宗教の關係よりは通例動物に親切にして且多く菜食なるを以て彼等が始めて來るに際し傭主は其健康を進め體力を維持すべき食餌を供するに困難を感ずと云へり支那人の養糧品に費す所は日本人の倍額にして彼等は肉類を食し時に小ムを手にして歸り往くを見受くることあり事業上の德義に於ては支那人に遙に信用を措くに足り彼等は大損害を招く事あるも契約を重むじて之を破る事稀なるも、日本人に至りては若し其利益ありと思料せる賃銀にして損害を蒙むらむか彼等其場を棄てゝ對手者を窮地に陷ゐれて之を顧みざる也と

△同化せざる國民 支那人は時として外國に移住し永久其國の人民たる事あるも日本人は決して然らず布哇に來る支那人の幾分は此地にて結婚し歐風を採用し以て半歐なる事あるも、一度日本人たりし日本人は何時迄も日本人たり。想ふに日本は其人民をして其國を去らしめず又人民の外國と深き離るべからざる連鎖生ずるを喜ばざるなるべし此の事實は布哇に於ける日本人と米國に來る歐洲の移民と著しき差違ある所にして日本人は其政府に對する遺傳的崇拜心より社會上及び產業上の自由民たる能はず又其政治上の羈絆國民に出づるも本國主權者の勢力より脫出する能はざるなり

△韓國の日本移民 日本人が勝利者として移住すてふ第一種は臺灣、朝鮮及び滿洲に於て之を見るを得べし、臺灣は余が足跡の及ばざる所なるを以て之を除外し、朝鮮及び滿洲の日本人の狀態は最も不良なり、戰後朝鮮に亂入せる數萬の日本人は跋扈跳梁を逞し殘虐、凌辱殆ど至らざるなく內國に於ての日本人を知りし者の眼を瞠く驚かしめたり當時朝鮮には僅少の歐人ありしのみ、而かも彼等は此等劣等日本人の行ひたる虐待及び壓制に就ては幾多の話柄を有せり余は此の話說を聽いて血の湧くが如き思を爲したること實に一再に止まらざりき

△學校浴場と藝者 韓國に在る日本人は其の固有の生活狀態を改めず其の內地に於ける市街其儘を此地に建てむ趣向なるが如く家屋は例に依て疊建具を以てせる全然日本式なり數軒の家屋成るに及ぶや日本人に缺くべからざる小學校來り浴場之に從ふ少時にして小奇麗なる婦人來り更に之に次ぐに藝者の一群を以てす斯くて三味線の音響日夜喧しきに及びて始めて日本町を形成し得る也由來日本町の店舖は日本製品の外多く之を販賣せず是れ日本人の特性にして日本人は日本商品を買ふべし而も之を日本商人よりすべしとは其理想とする所なるが如し

四十年十二月中京城物價表

京城日本人商業會議所調

品名	單位	十二月	十一月
△穀物類及其原料之部			
白米 上	石	一六,九〇〇	一六,九〇〇
同 中	同	一六,三〇〇	一六,三〇〇
同 下	同	一五,七〇〇	一五,七〇〇
玄米 上	同	一〇,七〇〇	一〇,七〇〇
同 中	同	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇
同 下	同	八,八〇〇	九,八〇〇
小豆 上	同	八,八〇〇	八,八〇〇
同 並	同	八,五〇〇	八,五〇〇
大豆 上	同	七,〇〇〇	七,〇〇〇
同 並	同	六,六〇〇	六,八〇〇
大麥 上	同	三,八〇〇	三,八〇〇
同 並	同	三,五〇〇	三,五〇〇
小麥 上	同	七,五〇〇	七,八〇〇
同 並	同	七,〇〇〇	七,二〇〇
△織物類及其原料之部			
洋金巾 三エックス	反	七,一二五	七,一二五
同 三ビー	同	六,一〇〇	六,一〇〇
同 銅臺印	同	六,五五〇	六,三五〇
和金巾 三エー印	梱	一三二,〇〇〇	一三二,〇〇〇
同 三三印	同	一三九,〇〇〇	一三九,〇〇〇
麻布 越中產上	匹	三,二六〇	三,二六〇
同 同下	同	二,五五〇	二,五五〇
紡績糸 十六手廿三入	梱	六,四〇〇	六,五〇〇
同 十六手廿五入	同	六,四〇〇	六,四五〇
△食料品之部			
日本酒 菊正宗三五入	樽	一九,五〇〇	一九,五〇〇
同 櫻正宗三九入	同	一九,五〇〇	一九,九〇〇
同 白鶴四五入	同	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇
同 澤龜四五入	同	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
同 櫻魂四五入	同	一八,五〇〇	一八,五〇〇
同 東洋一 同	同	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
同 金平 同	同	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇
醬油 龍印特等小樽	樽	三,三五〇	三,三五〇
同 同一等	同	二,五〇〇	二,五〇〇
同 同二等	同	二,二五〇	二,二五〇
同 同三等	同	一,八〇〇	一,九〇〇
同 同一等大樽	同	八,八〇〇	七,六〇〇
同 同二等	同	七,六〇〇	
同 同三等	同	六,五〇〇	
白味噌 正味廿貫入	同	六,七〇〇	六,六〇〇
赤味噌 同十八貫入	同	五,六〇〇	五,八〇〇
エスリー四溫	擔	九,一五〇	九,一五〇
砂糖	同	九,一〇〇	九,〇〇〇
同 [illegible]	同	八,二〇〇	八,二五〇
麥粉 旗印	袋	二,五五〇	二,五五〇
同 太日本印	同	二,五五〇	二,五五〇
牛肉四打入	箱	一〇,二〇〇	
福神漬 同	同	七,二〇〇	七,二〇〇
パイナップ二磅半入	同	六,五〇〇	六,四〇〇
鮭四打入	同	一〇,四〇〇	一〇,〇〇〇
筍 同	同	五,八〇〇	五,六〇〇
鷄 同	同	二四,〇〇〇	二四,〇〇〇
松茸罐	同	九,七〇〇	九,七〇〇
鰹 同	同	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
鰯 同	同	九,〇〇〇	九,〇〇〇
麥酒 札幌四打入	箱	九,六五〇	九,六五〇
同 旭四打入	同	九,六五〇	九,六五〇
同 ヱビース同	同	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇

文苑

東京小景（三）

沒名學士

遊日比谷公園

香爐島鳴鶯處微。幽花挾道濕吟衣。南門總過北門去。贏得紅塵萬丈圍。
行到池西已落暉。傘如亭畔絕塵機。涼颸一妄何來雨。雲影依稀孤鶴飛。

神田神社

合祀大巳貴命。少名彥命。攝社有江戶神社將門神社以下六社。末社有魚河岸神社以下九社。賽之者。不絕如蟻。
依賴帝都百萬民。由來靈驗仰明神。愁懷一夜那邊慰。殘月寂寥有玉人。

湯島天神

祀菅原道眞公。後光嚴天皇之御宇。湯島鄉民。得靈夢。文和四年二月勸進之于古松下。文明中太田道灌再興焉。今列府社賽者不絕。園梅樹頗多。
梅樹森々蟠老龍。菅公祠畔雨絲濃。賽了嫣然何處去。美人背上落疎鐘。

不忍池畔夜景

莫是飄然歸帝座。通天橋畔涼颸簇。一葦湖鏡萬星光。人自蒼々空裡過。

謁西鄉隆盛公像

天下英雄誰可當。薩南一劍在西鄉。鷄林不見風雲急。三十年來萬恨長。

小說

紅のみだれ（四十四）

永井櫻園

すると清糸が辭を出して

「ね、旦那、勇五郎さんの話されるやうに眞個然う申すと失禮ですけれど、古道具らしひ品は無いんですから、私も鐘ちゃんを自分の弟子に爲てる故か、能る事なら誰方かに願つてでも、もう少し店らしい店を出すやうに爲て上げたいと、心の中では思つてゐましたが、扨て誰方に願つてと云ふ方も見附らなかつたのですが、如何でせう清之助に爲て遣ると思つて、些と資本を出して上げて下さいませんか。」

大川は愉快さうに杯を擧げて、清糸の辭を聞いて居つたが

「然うさね、そりやア事と品に依つては、資本の少し位は出してあげても可いが、しかし勇五郎さんの思惑もあらうし、清之助さんの了簡もあるもんだから、御兩人御相談の上で出して下れないかと云ふ事なら、私は何時でも出して上げる。」

勇五郎は大きな軀を小さく行儀正しく坐つて、額の邊に汗を滲ませつゝ

「始めてれ目に懸つた旦那樣に、斯麼我儘勝手な事を願はれた義理ぢやございません、然が、娘に相談するまでもございません、彼娘も甚麼に喜びます事やら、決して御恩は忘れませぬ、どうぞ父子の者を助けると思召て、澤山な事はれ願ひ申しません、少々ばかり資本をお貸し下さりやあ、這麼嬉しいことはございません。」

と、柄になく順らしく兩手を突て頭を低げた。

「資本が出して欲しいと云ふなら、資本は出して上げるが、それよりか寧その事、私が月給で抱ねて上げるから、建築の監督でも爲してはどうだね。」

「そりやあ何方でも宜しうございますが、しかし建築の監督と云ひましてもなかなか我々素人には迚も滿足な監督などは能ないと思はれまするで、願はれます事なら只今の商業を、もう少し大手は遣つて見たいと思ひますから、どうぞ其方を宜しくれ願ひ申したうございます。」

清糸が又口を出して

「そりやあね、建築の方へ使つて貰ひなさると、氣強な事は氣樂でせうが、しかし[illegible]れない事つてものは、樂な事でも隨分と骨の折れるものだから、矢張手慣れた商法の方が氣骨は折れないでせうよ。では旦那、私からもれ願ひ申しますで、どうか古道具屋らしい店が出せるだけ、資本を出して上げて下さいませんか、其代り此の御恩返しには甚麼事でも旦那の事なら勇五郎さんも可厭と云ふやうな方ぢやありませんから、必度御恩返は爲れるでございませう、ね、勇五郎さん……。」

と、其となく後に言ひ出すべき難題の伏線を張る。

「そりやアモウ仰やるまではございません火の中、水の中へ飛び込めと仰やつても旦那の仰せなら決して可厭とは申しません。」

大川は謀略の既に成就した如く、滿面に笑を湛ゑて

「それぢやあ商業の資本を出して上げるが、大凡何程くらゐあれば可いのです。」

「左樣です、拜借致すのでございますから決して何程かくらとは申しません、どうぞ旦那の御都合の宜しいだけれ貸し下さるやうに願ひます。」

「だけれども、大抵何程位あれば可[illegible]の店が張れると云ふ豫算があるだらう、私には骨董なんかの事は皆目解れないからね、遠慮なく言つて見るが可い。」

清糸が又も辭を出して

「勇五郎さん、どうせれ[illegible]になるからは、れ嗣さんの讎で、大凡何の位あれば[illegible]いと云ふ所を、遠慮なく言つて見なさる方が可い、大川の旦那は、れ金に不困りなさるやうな方ぢやないから[illegible]

韓國經營に就て

本社は昨年二月釜山本社長が東京經濟協會に於て爲したる演說の大要なり錄して以て社說に代ふ

私は昨年あちらへ立ちます前に大隈伯爵の韓國經營の御意見を承る爲め伺つて參つたのでございます。所が甚だ恐れ多いことでございますが伯爵の御意見と[illegible]其意見の中に實際に中つて居ることも少しはございますが、多くは中つて居らぬと云ふことを私は斷言することを憚りませぬ。それは伯爵の御意見は「根本に於て韓國人を敎ふべし」と云ふのである。[illegible]韓國人を敎ふべしといふことは[illegible]行けといふ御話であるかと思ひます。[illegible]政策を誤つたのであらうと思ふ。[illegible]彼等韓人も人間であるから、人間通有の良性を以て居るに違ひない其良性を[illegible]必ずや日本の[illegible]ならうと云ふに外ならぬ、然るに事實は如何であるか、[illegible]韓國人は如何、吾邦人が兄分として彼等の爲に[illegible]まり韓國人の如き所謂海千山千の[illegible]敎ふるなど[illegible]の方で韓人の[illegible]彼等の爲めに利用さるゝのである[illegible]御意見によると[illegible]國人を同化して仕舞ふ[illegible]結構な事であるが、事實は吾邦人が[illegible]を同化する前に[illegible]韓人の如き主我主義[illegible]ある、排し難きが故に[illegible]に從ふと思ふなれば、それは自惚の甚しきもので[illegible]今や韓人は[illegible]體に落ちしきものにあらず[illegible]て敎へを受けぬ[illegible]が日に增し吾に對する[illegible]はないのである[illegible]排日思想を養成普及し來つたのは文藝の役からの權であるが之は代々中々努たものとめて居るのである、[illegible]と云ふのがある其刑罪がある、夫は倭[illegible]は必ず絞罪に處する[illegible]外國人に女を取持て[illegible]人に關しては死刑を[illegible]云ふ事から見ても排[illegible]るかを察することが出來る（未完）

東京電報

▲伏見若宮御出發

伏見若宮殿下には英國御留學の爲め今朝[illegible]御渡英の途に就かせられたり[illegible]の筈なり(十日發)

▲自由港南滿鐵道

南滿洲鐵道の貨物は浦鹽自由港廢止の結果[illegible]加し滿洲貿易また繁[illegible]び居れり

▲韓太子御用掛

(九日午後發)

岩倉具定氏韓國皇太子御用掛を命せらる

雜報

排日熱の眞相

米國に於ける日本人排斥[illegible]所に付某米國通は語[illegible]は人種的僻見なり即[illegible]より陸續侵入する白[illegible]人種を除きては世界[illegible]の自尊心常に熄まず[illegible]すべき特權を有せる[illegible]人の開拓したる北米[illegible]らすの(黑人は止む[illegible]らしめ近世文明(基[illegible]たらしめざるべから[illegible]思考するに至りたる[illegible]誰も羅馬法王すら日[illegible]度を誤解して滿、韓、[illegible]爲めに杞憂を懷きた[illegible]て想像する如く日本[illegible]ざるなり畢竟是れ日[illegible]之を侮蔑し日本の社[illegible]道德の根底を誤解し[illegible]べき武力を有せる日[illegible]殊別なるに呆るゝ耳[illegible]ては政治上の對等交[illegible]上の互惠主義を行ふ[illegible]しては貨賓は勿論其[illegible]たり學生たる者は之[illegible]利益を計るべきも此[illegible]を拒絕すべしと云ふ[illegible]營するフロリタ殖民[illegible]據地なりと冷笑して[illegible]知るに足らん若し夫[illegible]あるや桑港に開きた[illegible]して「這般の事件は[illegible]へざる無比の好例證[illegible]如き又米國大雜誌の[illegible]波事件のあるや九月二十八日刊行の同紙評論に述べて「遺憾ながら世界到る處白皙人の國土は黃色人を置くに堪へず然り近世白皙人が千難萬苦を冒して此等國土を開拓するに方り黃色人は長夜の甘夢を貪りて一手だも動かさゞりき今に及んで何を抗爭するの餘地あらんや」云々と述べたるが如き蓋し白皙人種一般の黃色人種に對する感想を知るに足らん這回の晩香坡暴動に對しても其筋にては直ちに森川領事をして照會する所あらしめたる由なるも以上の諸點に對しては充分の注意を拂はざる可からず云々

●義和宮の出發　財政整理の爲め客年末より歸韓中なりし義親王は其整理も最早終了せしを以て明日當地出發日本に向はるゝ筈なりと云ふ

●李宮相の電音　一昨日午後五時十六分着にて在東都の李宮相より韓國宮內府に宛て左の電音ありたり

兩闕御安寧なるや殿下御無事本日日本皇太子殿下より乘馬一頭御贈進あらせられたり此旨上奏を乞ふ

●完興君保護巡査　過日の內閣會議に於て完興君李載冕、永宣君李俊鎔の兩氏に皇室費より每月千圓を支出すること日韓人巡査二名を護衞の爲め派出することに決したりと尙ほ今後君に封せられたる人は皇室より每月一千圓を下賜せらるゝこととなりたれば近頃封君運動をなすもの少からずと

度量衡法制定

韓廷にては度量衡法を制定し之を發布したることあるも多年因習の久しき容易に之を改良する能はず今に至る迄各地區々に度量衡を使用し商取引上一般に不便を感じつゝあることは世人の知悉する如くなるが韓廷に於て之に鑑み之を統一する爲め度量衡法を制定し既に閣議に廻付したれば副統監の承認を經たる上發表する筈なりと其內容は本邦の者と同樣の制を取り本年三月より京城、平壤、釜山、大邱、元山其他樞要の地に實施し漸次各道各郡に普及せしむる方針なりと之れと同時に日本人の度量衡取締の必要あるを以て統監府は其取締を警視廳に委托すべし而して之れが製造に就ては本邦政府に委任し韓國農商工部に於ては之を檢定するに過ぎずと云ふ

●退官賜金支給規程裁可　隆熙元年十二月發布官制改正の爲め廢官又は退官したる判任官以上又隆熙元年七月以降に係る部制及行政改善の結果癈官したる判任官以上の文官等に對する退官賜金支給規程去九日裁可ありたり

●元警衛局巡檢解散　官制改正の結果元警衛局權任以下二百七十九名は九日正午布德門前元主殿院に於て宮內大臣臨時署理の訓令方法に依り無事解散式を執行せり就ては各一人前に本月分の俸給を給與し以後一ケ月に付一人前四圓の手當を給す又李宮相歸朝の上は恩賞金の沙汰なるべしと云ふ

●再度新聞記者を侮辱す　內部文書課長趙斉桓は一昨日又々往訪の皇城、國民の兩記者を逐ひ侮辱を加たりと云ふ、斯の如き愚物には宜敷上官より注意を與ふべきなり

廣州驛の擊退

春田中尉以下九日午後七時廣州南方約二里廣州驛附近に於て解隊脫走韓兵より成る暴徒約二十名を擊退し其十を殪し鹵獲品銃外十點我に損害なし

●定山暴徒暴横　既報定山駐在所襲擊に對し應援したる洪宮警部の報告に依れば十二月二十七日午前四時三十分頃定山巡查駐在所背後に於て突然銃聲起りたるを以て同所勤務中なる三巡查は直ちに之に應戰せるに匪徒は約百五十名にして各所に散在し定山郵便取扱所其他の家屋に放火せり暴徒は所員巡查の僅少なるを知り郵便取扱所及巡查駐在所に闖入して兇行を逞ふし午前七時頃青陽郡方面に逃走し應援員到着の時は已に其所在を失したり死傷及被害家屋金品は左の如し

即死者遞送人井內仁兵衛妻○負傷者早坂巡查郵便取扱所長妻小島カウ○長男孝一燒失家屋定山郵便取扱所一、定山巡查駐在所附屬室一、定山郡主事務室一、定山稅務分署附屬室一、定山郡衙附屬室一、定山巡查駐在所勤務巡查宅三、金百二十二圓巡查正服二着○帶劍等なり

●原州守備隊の討伐　原州守備隊は十二月廿七日午後四時五十分寧越郡古田里に於て賊の巨魁盧晩承の率ゆる約四百の暴徒に出會し直ちに交戰一時間にして其二十を殪したり

●錦江の暴徒　公州守備隊は八日錦江左岸思津附近にて賊百五十を攻擊し其二十を殪せり銃十五外雜品ありたり

白福嶺附近の討伐

曩に白福嶺方面に派遣したる偵察隊は七日朝「サンケイリ」に於て五百の暴徒を攻擊し多大の損害を與へたり遺棄せる死体三十八鹵獲品銃十九、軍刀一、日本將校の外套一其他雜品若干あり偵察隊は命令により中隊長の一行に加はり目下行動中なり

●高山の賊　一月二日全羅北道珍山巡查駐在所巡查は高山郡砥石岩に暴徒宿泊中の情報を得憲兵隊と協議し討伐の目的を以て出張せるに匪徒は步哨を配置し警戒嚴重なりしも二方面より攻擊し交戰約一時間半にして擊退せり匪徒は即死五名を出し逃走せり火繩銃二、旗一、火藥若干を鹵獲す

群山警察管內の暴徒と火賊

群山警察署の調査に依れば昨年一月より十二月に至る同署管內に出沒したる暴徒數は一千五百四人にして火賊は八千三百三十の多きに達し此中逮捕したるは僅かに十六人殺戮したる者十七人なり而して此等暴徒火賊の爲め被害を見るに死者二十八人傷者十人にして金員四千二十六圓財物見積價格二萬一千七百八十圓を掠奪せられたりと

●匪徒歸順　江原道春川に於て匪徒三名歸順を申告し取調るに悔悟の狀あるを以て居住地の洞長立會の上生業に就く事を誓約せしめ五ヶ月間の監視に付したり

●研成學校の火災　九日午後十二時頃研[illegible]學校(昌德宮附近)日本敎官室より發火し[redacted]火したり原因は外[redacted]同室備付のストーブに火を起したる儘何れにか立去り居たる爲めなるべしと云ふ

木曾川丸荷物不着

沈沒船木曾川丸の代船筑後川丸は一昨夜入[redacted]全部六十六噸は何れにか紛失したるが搭載しわらざるにより商船會社に於ては長崎郷の補支店に照會中なりといふ

●木浦丸の積荷　木浦丸は群山行踏鐵二[redacted]して昨日出港せり

岡部長の辯明

運送屋招待宴

岡運輸部長は今回運送業規定を施行するに付て相互意思の疏通を圖らんが爲と稱し一昨仁川各運送業者を南大門官舍に招待し茶話會を催したるが出席者は韓人三名及仁川運送業者十七名にして通運會社員は出席し居らざりしといふ而して同部長は出席者に對し管理局が通運會社と特別の關係あるが如く傳ふるも其事實ならざるを辨明し且身元保證金については從來仁川運送組合に於ける一日運賃の總計平均五百內外なるを以て此れを標準として同組合より一千五百圓內外の保證金を積立つるを主當とすべし云々の談話ありたりといふ、吾人は以上同部長が通運會社と特殊の關係なしと辨明すと雖ども曾つて其辨明の口より同會社が韓國支店を設置したる眞相即ち管理局と特殊の關係ありと言明したる事あるを忘却したるなきやを反問するものなり

●韓人會議所の開申　韓米電氣鐵道會社が本年一月一日より其乘車賃を引上げたるに就ては大に世間の物議を惹起したるが韓人の實業團体たる京城商業會議所に於ては歐米及び日本の市街交通に關する例を調査し賃率値上の不當なる理由を內部大臣に開申する所ありたりと云ふ

●韓國輸出商品檢查所設置　曩に在韓國日本人商業會議所聯合會の決議を以て本邦各商業會議所に宛て本邦より同地へ輸入せる商品は兎角に粗惡品多くして爲に同國における日本商品の聲價は落薄しこの趨勢に押し行かば將來日韓貿易に多大の障害を來すべき虞れあるため各當業者に對し注意ありたき旨通牒ありしを以て大阪商業會議所は直に朝鮮貿易組合へ注告する處ありたるが今回同業組合より其矯正を策畫し本年一月一日より檢查所並に組合荷扱所を設け同所にたいて檢查の上輸出する事とし矯正目的の貫徹を所期し右注告に背かざる旨回答し來れりといふ

東京歲首の金融强硬

歲首市中金融市場は各銀行營業初の四日より弗々資金回收しつゝあり此分にては十三四日迄には歲晚決算資金の大部分は回收すべき見込なれど本年は例年に比し回收の足取甚だ鈍く殊に生糸は新春早々多少の手合せありたれども外國貿易の大勢上決して急速に賣捌かるべくも思はへず無慮二千四五百萬圓の資金は當分固定を免れざるものと見るべきを以てゝ許多銀行共暫く警戒を怠らざるべく加ふるに舊曆節季も眼近に横はり是亦遲くも來る二十日過ぎよりは弗々資金の需要開始すべければ目前き或は却て多少の引締りを見むを保せず從て金利步合も當分舊臘末居据りのまゝ經過せむかと云ふ

●荒井次官の東上　荒井度支部次官は小林會記官、不破事務官を隨へ來る十六日頃南大門發事務打合の爲め東上の途に就く由

●鈴木司稅局長　度支部司稅局長鈴木穆氏は今明日中一時歸國する由なり

●熊谷民長の旅行　京城居留民團民長熊谷賴太郞氏は高等女學校設備視察及び漢城病院副院長、小學校職員招聘の用件を以て來る十四日出發福岡、岡山外二縣へ向け視察の爲め往復二週間の豫定にて旅行する筈なり

●大韓新聞新社長　李人稙氏社長を辭し後任者として申某氏新社長となれり吾人は申氏の成功を祈るものなり

●內田良平氏　目下上京中の統監府囑託員內田良平氏は近々囑托を解かるゝなるべしと云ふ、因に目下市中にては內田氏が山下某の地所を種に詐僞取財を企てたる一類に關係を有し已に其筋より逮捕せられたるが如く噂せられつゝあるも开は誤傳なるものゝ如し

●又々ヨボ判任　本邦人にして韓國官吏に採用せられしことは其都度記載せしが又々昨日の官報を以て發表されたるは山田保氏は宮內府庶務事務上村次郞吉氏は宮內府主馬課術敎師を何れも囑托され判任待遇を受ることゝなれり

●九日參內者　昌德宮總計三十二人內婦人三人重なるは趙法部大臣、閔侍從院卿、德壽宮總計八十一人內婦人二十三人重なるは義親王殿下完興君、李載冕、完順君李載完、閔侍從院卿、趙承寧府總代等なり

電話加入者の注意

仁川局員談

當局は單式交換機九臺、市外臺一臺を以て六百三十六名の加入者を收容加入通話を交換するものにて單式交換機裝置に對し完全なる通話交換を許すは未だ一定の規定等なきも概ね五六臺(加入者約五百名)に止まるものゝ如く以上は居ながらに交換手自身に隨意の加入者に接續し得るの裝置なる復式交換機を要するものなれども經費上の關係より其變更の運に至らざるは誠に遺憾の事に屬す然れば斯く不便なる交換機を以て多數の加入者を取扱ふものは技術者たると交換手たるとを問はず一廉の熟練と周到なる注意を要するは勿論なるも加入者に於ても使用上少しく注意を望みたきものなり左に其事項二、三を記述す

一電話の御話中は便利なるものゝ最も不利なるものとして衆人に認めらるゝものなるが之を避くるの方法は責任の薄き雇人又は給仕等に取扱を一任せらるゝ場合、例へば本人直接電話に掛りて話せば一分にて用を便ずる場合にも雇人、給仕等をして取次をなさしめ無益に五六分を費す如き又は左程必要ならざることを序なりとて長々と話を續けらるゝ如きは交換取扱上不良なる影響を及ぼし之が爲自然他の交換を遲延せしめ或は[illegible]話中の[illegible]不利益となること多し[illegible]れ度ものなり而して加入者中[illegible]と云はれて立腹せらる[illegible]は複式交換機のごとく[illegible]出來難く[illegible]若し交換手の「御話中」[illegible]取調を求めれば六十[illegible]二交換手は一名每に約七[illegible]最繁劇の際は何處にて[illegible]となるも線路機械に故[illegible]發電機把手を廻せば交[illegible]加入者の呼來りしを知[illegible]とて漫りに發電機の把[illegible]の結果を來すのみにし[illegible]なり乃交換手は該電[illegible]に呼來りしものに對し[illegible]打ちて應答するを得ず[illegible]續ぎ應答せんとするも[illegible]の應答の途切なるもの[illegible]妙の作用動作をなす[illegible]ることあり斯は技術者[illegible]となるを以て[illegible]乃線路、交換機、電話[illegible]る試驗を施すは勿論[illegible]修理掃除を行はしめ[illegible]乃至二回實行する豫定[illegible]も電話機上に塵埃の堆[illegible]らしむることゝ無用の[illegible]等留意相成度ものなり[illegible]

●臨時種痘施行　[illegible]天然痘流行の兆あるを以[illegible]所に於ては之れが豫防の[illegible]行せんと目下準備中なる[illegible]割を定め之れが實行をな[illegible]

●電車攻擊演說會　[illegible]支局の主催にて昨日當地[illegible]韓米電氣鐵道會社攻擊演[illegible]

●昨年十二月の氣候　當地觀測所に於て實測したる昨年十二月の氣候を三十九年及び平年とを對照すれば左の如し

	四十年	卅九年	平年
平均氣溫(華氏)	二六、六	[illegible]	[illegible]
平均最高(同上)	三五、二	[illegible]	[illegible]
平均最低(同上)	一八、九	[illegible]	[illegible]
高極氣溫(同上)	五〇、五	[illegible]	[illegible]
同上起日	九日	[illegible]	[illegible]
低極氣溫(同上)	五、九	[illegible]	[illegible]
同上起日	廿三日	[illegible]	[illegible]
晴天日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
曇天日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雨天日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雪天日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雨雪量ミリメートル	[illegible]	[illegible]	[illegible]

即ち客年十二月の氣溫は前年及平年に比し大に低度を示し低極は[illegible]より僅に四度の高さに過ぎ[illegible]き最低の生じたるは[illegible]氣日數は晴天及曇天共に[illegible]同一にして雨天は三十九[illegible]年に比すれば何れも約[illegible]少けれども雪天は全く同[illegible]三十九年の二分の一、平[illegible]過ぎざりし要するに昨年[illegible]雪量少かりしことは[illegible]（統監府觀測所報）

●研武學校の火災　九日午後十二時頃研武學校（昌德宮附近）日本敎官室より發火し疊十五坪を燒失し鎭火したり原因は小使が同室備付のストーブに火を犯したる儘何れにか立去り居たる爲めなるべしと云ふ

木曾川丸荷物不着　沈沒船木曾川丸の代船筑後川丸は一昨夜入港したるが木曾川丸積込の荷物中全部六十六噸は何れに紛失したるか搭載しあらざるにより商船會社に於ては長崎鄕の浦支店に照會中なりといふ

●木浦丸の積荷　木浦丸は群山行韓錢二十噸、木浦行軍需品十四個を搭載して昨日出港せり

社告

本紙の心得あるもの一名（二十歳以上三十歳迄）至急入用
希望の者は本社へ來談あれ

十二月　日　京城新報社

月旦三十行

予の見たる仁川紳士　隈法士

商船支店長　廣居精一郎君

前々支店長前原鐵太郎君は頗ぶる瀟々一種の政治家的風采があつた、前支店長中川淺之助君は穩健にして綿密なる好事務家であつた、廣居精一郎君果して如何なる店長であらうか、君は前原君の覇氣なく中川君の穩健を缺くと雖も精細にしてジミなる所が前者に於て見るを得ざる好店長たるを失はぬ君は東北の產、高商に學びて俊才の聞へあつたが、仁川支店には既に先年在勤した事があつて店長として來任したのは二度目である、君が新任以來店務の改良された事は二三にして止まらぬ、從つて店務非常に面目を新めたと稱せらるゝ、果して事實か、余を以て見れば前支店長時代の成蹟と比較して幾何の軒輊あるかは未だ發見する事が出來ぬ、君は餘りに小心にして大度量に乏しい、故に店內の瑣々たる事務の改良は出來たかも知れぬが、業務の大体に於ては聊かも齒器を改めざるが如く觀せらるゝ、只運賃を値上げした位が重なるものであらうか、次に君は餘りに交際社會に重きを置かれぬ、こは君の人格がジミで且つ引込主義の致す所である、然し其得失に就ては予の窺び知る能はざる事で、君自身でなければ判らぬ所だ。妄評多謝

●宮川驛の出火　本月二日午前二時半京義線宮川驛冷水場より發火し同場を全燒同四時半鎭火す原因は汽鑵より搔き落したる殘灰が同場附近の石炭に燃移りたるものにして當番韓人巡査の任務を缺き分宿し居たるか爲め大事に至りたりと其損害は約千圓なりと云ふ

●鳥取縣人會　來る十八日當地南山町の花月に於て開催の由

●岐阜縣人會　來る十二日當地南山町の巴城館に於て開催の筈

●福井縣人懇親會　明十一日當地井門樓に於て開催の筈

●辻屋商店の篤志　辻屋商店にては舊臘本店新築紀念賣出し景品として福引當籤者に對し蓄音器壹臺日本音譜十八枚（此價格金百五十圓）を寄贈する筈なりしが當籤券番の者如何せしか尋ね來らず新聞廣告に期日を定めて屢々搜索せしも更に分らざるに依り特に愛國婦人會韓國本部に寄贈することとしたり

●功勞者と貞婦の表彰　靜岡縣富士郡大宮町髙野喜右衛門（六十）は養鰻飼育法及び製糸業に關し多年苦心改良を圖りたる功績に依り又同郡岩松村松岡士族竹澤義忠妻しかう（五十）は夫義忠が十六年前より不治の病に罹り起居も自由ならざるを十八年一日の如く看護に怠りなく傍ら能く家計を助け而も獨力六人の實子等を養育しつゝあるは善行の模範たる可きものとし今回何れも李家知事より賞狀と木盃壹組宛を下付せられたるにより四日富士郡役所の御用始めに各本人へ授與せられたりと

●市中で發砲（通行人を傷く）　一昨日午後二時頃づどんと一發五十一聯隊の方向に當つて砲聲の鳴り響いた暴徒が押し寄せて來たのであらうなど〻往來の人々が立ち騷ぐより何事ならんと鬼耳手を放つて探索せしむると長谷川大將の邸宅附近に於て一韓人が足部に銃創を負ひ戶板に乘せられて泣くを見たといふ者ありいよ〳〵以て只事ならじと尙ほも聞き糺すと蘇生病院の前通りに於て何者とも知れず發砲し其の彈丸が折ふし通行の韓人の足部に觸れたるものにて發砲者は直ちに逃げ去りしとのこと

●京城の天然痘　本町七丁目百二十八番戶福岡縣安部キクヨ（二）旭町三丁目四十八番戶椎原森太郎方大分縣伊藤佑重（五十）壽町二丁目長谷川町長崎縣平山キミヱ（廿）日京舘內野中ライ（二）の四名は何れも天然痘に罹り自宅及び靑坡病院にて治療中なり當地に於ては漸次天然痘流行の時期に向ひ今や流行の兆を呈したれば民團役所に於ては之れが豫防の爲め種痘施行の準備中なることは別項の如くなれども此際各自種痘を施し豫防をなすこそ肝要ならめ

●ボヤ　一昨日午後四時頃當地孝橋七十八統五戶の韓人宅に溫突の烟り出しより火を發して屋根裏に燃へつきしが早くも發見して消止め大事に至らざりし

●醉漢の說諭　昨十日の午前三時過本町巡查派出所前を怪しき擧動にて通行する者あるより居合の巡査はこれを呼び留めて誰何すると南町四丁目疊職鷹取虎次郎方の職工島根縣平民中尾一正（二十）といふことだけは判明したるも泥醉し居りて危險の怖れあるにより其の醉の醒むるまで警察署に留め置き說諭の上放免せられたり

●蝟浦の黴毒檢査　當地洞觀警察分署に於て一昨日蝟浦の黴毒檢査を行ひしに十八につき二人といふ有毒患者ありしを以て其の置屋なる者に說諭せし處置屋連も大に奮發して驅黴院を建設せんと意氣込み居れりといふ果して將來此の檢査を勵行することゝなれば新町遊廓に多少の影響を及ぼすことゝなるべし

●誑されて淫賣婦となる　山口縣豐浦郡豐田下村正原增次の二女シノ（十七）といへるが舊臘の二十六日無斷にて家を出で行衛不明なるより家內中は最愛の娘が何としたらうと狼狽騷ぎ近所の者も見ては居られず鐘や大鼓で夜を日にかけて尋ね探せど判らぬが道理で其の日シノは同村生れの瀨士井アサノといふに連れられてこの韓國へ渡航したるなり其の渡航するに就てはアサノは久しき以前より此の京城に來り石井洞の一〇亭に下女奉公を爲し居れるが此の頃酌婦は何百人居つても不足を告ぐるといふ有樣なるより內地より連れ來ればいゝ周旋料が得らるゝぞといふので一寸歸國して右のシノと外に木本マサといふ破爪娘の二人を甘い口に乘せて誘ひ出し下關湊に出でゝは自分の妹と宿帳にも記してまんまと當地に連れ歸り同じく一〇亭に酌婦に住み込ませたるがシノは豫想とは異りて淫賣婦を爲すこと故に故鄕に手紙を出すの面目もなく一日々々と過す內に兩親の氣遣ひは一方ならず手に手を盡くして搜索の結果下關警察署に於てシノは瀨士井アサの妹と變名して渡韓したることを發見し當地の南部警察署へ所在の搜索並に歸鄕說諭方を願ひ來りしを以て警察署に於て搜索の結果一〇亭に居ることを發見し一昨日呼び出されて歸鄕の說諭を受けたるが幾多の淫賣婦中には斯る憐れむべき境遇の者多かるべし

●酌婦の逃走　滋賀縣生れ岡村ヨシ（二十）といへるは舊臘六日當地旭町一丁目美濃屋の周旋にて龍山旭町の遊樂亭に三ヶ月の約定にて若干金の前借をなし酌婦に住み込みたるが酌婦は名のみにて淫賣を強ひられて否といへば前借金を責められ一人〳〵よ〳〵案して居る所へ美濃屋の前頭細井勝二といへるが來りしより他によき奉公口はあるまいかと尋ねし處夫れは幸に前借の出來るよき處ありといひ遊樂亭に於てもヨシが浮き〳〵と働らかぬを以て他へ仕替を承諾しヨシを勝二に托して美濃屋へ返したるは舊臘の二十六日にして二十八日には他の奉公先へ連れ行く都合なりしに其の朝ヨシは近所へ煙草を買ひに行くと稱し美濃屋を出でしまゝ歸り來らず夫れより遊樂亭にては美濃屋に向つてヨシの前借金を償ひ呉れよと迫り美濃屋にてはヨシの行衛を探せど今以て所在知れず大に閉口し居れるとのことなり

●困つた奴　南部警察署の某巡査が一昨夜警邏中夜半過ぎに南山町二丁目の天眞樓下に於て衣服を天窓より被りたる者に出會ひ何人なるやと尋ねたる所支那領事館前の菓子屋山城屋に居れる福岡縣平民卜部健次郎（二十）といふ者なりと答ね他に怪しき擧動も見ねざるより說諭して往き過ぎ更らに明治町二丁目に出でたる處又も丸山總監宅前に於て同人がうろつき居るを認め再び說諭して更らに南大門通りに出て米倉町に抵りしに一韓人の宅に燈火の赫々と輝き居り人聲のするより與夜中過ぎて何事を爲すやと覗き見れば以前の健次郎が又も此の家に來りて暖を取りつゝある故いよ〳〵以て不審な奴と警察署に連れ歸り訊問に及ぶと兎や角と辨じ居れるが甚だ疑はしきものゝ也

●金時斧を投ぐ　愛旭町は開進亭となん稱する旗亭に金時さかいふ顏の色の異赤なるーツプリ肥つた年增藝者ありと思し召せ所が此の藝者近頃左る將校殿にスッカリ惚れこゆるしいつも軍服姿の膝に取付きては『ねー旦那何時落籍して下さるの』と甘つたるき何調にて催促しもしも旦那の返辭のなきときは操体になりて腹掛一ツとなり斧を揮つてチリ〳〵と攻め寄せ熊にあらぬ旦那をファへんともする凄まじき權幕を示すにぞ旦那も斯うなると默つて居られず其の度每に好い加減に茶を濁しつゝあつたが何時も旦那の言葉が要領を得ずまるで暖簾に腕押し的なので昨今は流石の金時も大に落膽し長火鉢の向ふに座はりては片膝立てゝ襟に手を差し込み悄然と明け暮れ物案じ顏であるとかである尤も其の旦那の言くには金時にして今少しく腕に鐵があつたならば、どうかして遣らぬでもないとの言葉だそうである恐惶謹言との投書が編輯の忙はしい最中に……

●辻屋の抽籤　辻屋商店にては抽籤法を以て昨冬景品付大賣出しを催し昨日午前九時より京城日報大韓日報及び本社員等立會抽籤を施行したるが仲々の盛況なりしが即座に當籤者の判明せしは四等坂井病院、十三等第五十八銀行其他十九、二十五等にして大景品といふべきは三十等までにて他は小景品なるも一として空籤なければ抽籤券所持の人々は同店に續々照會せらるべしと也

●龍山の遊廓開業　過日龍山桃山に落成せる特別料理店開業され一昨日を以て之が開業式を爲したるが妓共は締て十二人にて松之介、雛太郎、成太郎、雁次郎、右團次、羽左工門、左團次、延次郎、仲太郎、千太郎、多見之介、三五郎等なり、サテ客の取廻はしは未だ判らざれど兎に角龍山の嫖客が態々京城迄足を運ばずともよい事になりしは先づ結搆といふべし

●歌舞伎座の替狂言　同座本日の替り狂言は『己が罪』全七幕にして役割は左の如し

宣教師モリソン（岩尾）書生眞田（池田）和田作兵衛（千島）大木小枝子（若宮）野崎歌子（橘）箕輪環（高木）雇婆れ杉（上の）吉田爲（宇野）吉田吉夫（淺井）女中れ貞（平井）車夫熊吉（大町）塚口憲三（小喜多村）